

調布市 商工会報

平成 21 年 2 月 1 日発行
 発行：調布市商工会
 〒182-0026
 東京都調布市小島町 2 - 36 - 21
 TEL.042-485-2214 FAX.042-485-9951
 会員数：3,494 事業所 組織率 58.6%
 (平成 20 年 11 月 21 日現在)
 編集：広報委員会
 URL：http://www.chofusci.com/

おもな記事

- ◇P1 所得税、消費税決算確定申告相談
- ◇P2 消費税、小規模企業共済制度、組織強化対策
- ◇P3 新人社員研修、専門家相談事業、労働保険
- ◇P4 各種金融制度、会員福祉共済制度

今年も所得税・消費税(個人)の申告の季節となりました。
 商工会では、決算・確定申告指導会を開催いたしますので
 是非ご利用ください。

所得税の申告期間は、2月16日(月)から3月16日(月)ま
 でとなっております。消費税は3月31日(火)までとなっ
 ております。

※お気軽にご相談ください※

■決算確定申告指導会へ来られる方へのお願い

- 自書申告が推進されています。指導会をスムーズに行うためにも、ご自分でご記入できるところは事前にご記入の上来会ください。
- 申告期限間際は大変混み合うことが予想されます。お早めにお出かけください。
- 駐車場はありません。公共交通機関をご利用いただくか、民間駐車場をご利用ください。

所得税決算・確定申告指導会

期 間 / 2月16日(月)～3月16日(月)
 受 付 / 午前10時～11時30分
 午後 1 時～ 3 時30分
 ＊正午～午後1時までは昼食時間と
 させていただきます。
 土・日・祭日は休み

☆夜間指導会

3月5日(木)・6日(金)
 午後6時～9時(受付午後7時30分まで)

☆税理士による個別相談会

2月16日(月)・17日(火)・18日(水)
 23日(月)・24日(火)・26日(木)
 3月 2日(月)・3日(火)・5日(木)
 6日(金)・9日(月)・11日(水)
 12日(木)・13日(金)・16日(月)

消費税個別相談会日程

日 程 / 2月27日(金)
 3月 4日(水)・10日(火)・23日(月)
 受付時間/午前10時～11時30分
 午後 1 時～ 3 時30分

所得税・消費税決算確定申告
 ご相談は商工会へ！

平成20年分 所得税主な改正点

*減価償却制度の改正

平成 19 年 4 月 1 日以後に取得する減価償却資産について、償却可能限度額(取得価格の 95%相当額)及び
 残存価格が廃止され、「新たな償却の方法」により 1 円まで償却することとされました。

(所令 120 の 2 ①、134 ①二)

また平成 19 年度以前に取得した減価償却資産で、すでに償却限度額(取得価額の 5%)まで減価償却をし
 ているものにつきましては、平成 20 年度より未償却残高を 5 年にわたって均等償却し、5 年目に残存価額 1
 円まで償却します。

*医療費控除の改正

医療費控除の対象範囲に特定健康診査の結果が高血圧症等と同等の状態であるものに対して行われる特定
 保健指導に係る対価が加えられました。(所規 40 の 3)

人間ドックなどの健康診断やメタボリックシンドロームに係る特定健康診査の費用は控除対象となりませ
 んが、健康診断等の結果重大な疾病が発見された場合で、引き続き治療を受けたとき、又は特定健康診査を
 行った医師の指示に基づき一定の特定保健指導を受けたときにはこの費用は医療費控除の対象になります。

消費税申告の準備を始めていますか？(今一度ご確認して下さい)

■簡易課税制度とは？

小規模事業者への特例措置として、基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、課税売上高から納付税額を計算する「**簡易課税制度**」の選択ができます。
納付税額は、「**課税売上に係る消費税額**」に事業の種類ごとに定められた「**みなし仕入率**」を掛けた額を「**課税仕入に係る消費税額**」として算出します。

消費税計算のイメージ

(注)この計算では、消費税の税率を、国税の消費税4%と地方消費税1%を合わせた5%としています。

消費税の納付税額	=	課税売上に係る消費税額	-	課税仕入に係る消費税額
		$\left[\frac{\text{課税期間の課税売上高}}{\text{課税売上高}} \right] \times 5\%$		$\left[\frac{\text{課税期間の課税仕入高}}{\text{課税仕入高}} \right] \times 5\% \times \text{みなし仕入率}$

事業区分	みなし仕入率	事業の例(注)
第一種事業(卸売業)	90%	自動車用品卸売業、婦人服卸売業等
第二種事業(小売業)	80%	パン屋、酒屋、薬局、書店等
第三種事業(製造業等)	70%	農業、林業、漁業、建設業、製造業等
第四種事業(その他の事業)	60%	飲食店業、金融・保険業等
第五種事業(サービス業等)	50%	不動産業、運輸通信業、サービス業等

(注) 1 事業の区分は原則として取引ごとに判定し、いずれかに区分することになります。
2 2種類以上の事業を営む事業者の方は、課税売上を事業の種類ごとに区分しておく必要があります。

Point ポイント

- 基準期間の課税売上高が5,000万円を超える事業者は、簡易課税制度を選択できません。
- 支払った消費税額をみなし仕入率により計算するため、簡易に計算ができます。(ただし、高額な設備投資を行った場合等で、本則課税制度により計算すれば還付となるケースでも、還付を受けることはできませんので注意が必要です。)
- 簡易課税制度を選択すると、2年以上継続した後でなければ、選択をやめることができません。

■本則課税制度とは？

○事業者の納付する消費税額は、原則として「課税売上に係る消費税額」から、「課税仕入に係る消費税額」を差し引いた金額になります。

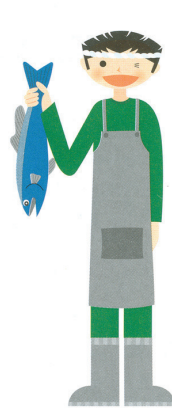
消費税計算のイメージ

(注)この計算では、消費税の税率を、国税の消費税4%と地方消費税1%を合わせた5%としています。

消費税の納付税額	=	課税売上に係る消費税額	-	課税仕入に係る消費税額
		$\left[\frac{\text{課税期間の課税売上高}}{\text{課税売上高}} \right] \times 5\%$		$\left[\frac{\text{課税期間の課税仕入高}}{\text{課税仕入高}} \right] \times 5\%$

Point ポイント

- 基準期間の課税売上高が5,000万円を超える事業者は、本則課税制度により消費税額を計算することになります。
- 高額な設備投資や仕入を行う場合は、簡易課税制度と比較すると、本則課税制度の方が税額が少なくなることがあります。
- 仕入に係る消費税額の控除を受けるためには、原則として、「**課税仕入等の事実を記録した帳簿**」及び「**課税仕入等の事実を証する請求書等**」の両方を保存しておく必要があります。



帳簿の記帳事項
①相手先の氏名又は名称
②取引の年月日
③資産又は役務の内容
④取引の金額

請求書等(注)の記帳事項
①書類の作成者の氏名又は名称
②取引の年月日
③資産又は役務の内容
④取引の金額
⑤書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

(注)「請求書等」とは、請求書・納品書・仕入計算書・仕入明細書・領収書などのことをいいます。

保存期間はその課税期間の確定申告期限の翌日から原則7年間です。

国がつくった共済制度だから安心です

小規模企業共済制度とは個人事業主や会社役員の皆さんが事業をやめられたり退職された場合に備える**経営者の退職金制度**です。商工会にご相談下さい。

【加入できる方】従業員が20名以下(サービス業は5名以下)の個人事業主及び会社役員

【掛金】月額1,000円～70,000円まで(ご加入後、増額・減額・前払いも可能)

税制面で大きなメリットがあります

- 掛金は全額所得控除
全額が小規模企業共済等掛金控除として課税対象所得から控除できます。
- 共済金は退職所得扱い(一括受取り)または公的年金等の雑所得扱い(分割受取り)

所得税の確定申告書(B様式の例)

掛金年額36万円(3万円×12)

所得から差し引く控除	⑩	雑損控除	⑪	医療費控除	⑫	社会保険料控除	⑬	小規模企業共済等掛金控除	⑭	生命保険料控除	⑮	損害保険料控除	⑯	寄付金控除	⑰
								360000							

課税所得金額400万円であれば...

93,200円の節税!

中小企業減税施策

税制改正特別号 商工会が要望活動を実施!

減税で中小企業を支援! 平成21年度与党税制改正大綱が決定
(平成21年度税制改正大綱の決定、成立後に施行)

1. 中小企業対策税制
(1) 中小企業の法人税の軽減税率を引き下げ
中小企業の**年800万円以下の所得**に対する**法人税の軽減税率(現行2.2%)を1.8%に2年間引き下げる。**
(対象期間:平成21年4月1日～平成23年3月31日に終了する事業年度)

(2) 中小法人の欠損金の繰り戻し還付制度の復活
前年度は黒字だったが、今年度は赤字の場合、前年度に納税した**法人税の還付**を受けることができる。
(平成21年2月1日以後に終了する事業年度から適用)
青色申告の個人事業主は、これまで通り、**純損失の繰り戻し還付**が受けられます。
110万円の個人所得税(税率2.2%の場合)

2. 中小企業の事業承継税制の完成(制度概要については、裏面を参照)
・経営者の生前中の事業承継を円滑化するため、自営株式に係る**贈与税と納税還付制度**を新規創設
・**贈与税と相続税の納税還付**を組み合わせれば、税負担に悩まされることなく、安心して**事業を継続可能**に

中心市街地活性化対策事業(中間報告)

現在商工会では、「中心市街地の活性化事業」に取り組んでおります。

この事業は、調布駅、布田駅、国領駅を含んだおよそ「180ha」のエリア(北は甲州街道、南は品川街道、西は鶴川街道、東は野川を挟んだエリア)を中心市街地とし、その活性化向け「調布市中心市街地活性化協議会準備会(平成19年9月25日設置)」を運営しております。

ご承知のように調布市は、平成24年度の完成に向けて京王線の連続立体交差事業が行われており、街はその都市構造も含め、大きく変わろうとしております。

現在中心市街地・デザインのコンセプトづくりを進めております。

具体的な活動内容につきましては、以下のサイトに記しておりますので、是非覗いてみてください。

URL: <http://www.annie.ne.jp/~chofusci/ckatu/>

連絡先 TEL.042-485-2214(担当:秋保、小山、栗原)



組織強化への取組について(兼中間報告)

広く未加入者に対して、商工会の事業活動の説明と商工会への加入を毎年お願いしております。

商工会の内部に「組織強化対策推進本部」を設置し、本部長として商工会長があたり、その推進を図っております。

市内にある8つの支部組織に三部会役員を加え、ブロックとして組織名を改め委員総勢174名で、毎年11月と3月に会員増強月間デーとして一斉巡回を実施しております。

以下、今年度の目標数値です。

▼今年度の目標

・増強数	250	・会員数	3,487名
・実質増	90名	・組織率	58.4%
・H20.11現在	97件加入		

なお、一定の成果のあった委員等に対しては、活動成果への顕彰を設けております。

引き続きみなさまのご理解ご協力をお願いいたします。

連絡先 TEL.042(485)2214(担当:秋保)

新人社員研修

毎年好評の『新人社員研修』を今年も開催いたします！
内容は『ビジネスマナーの基本』と『コミュニケーション能力の向上』に重点をおいた研修となっており、講師も『企業向け研修』での実績が豊富な方を予定しております。
是非、この研修を社員教育の場としてご活用下さい！

日時：平成 21 年 4 月 6 日(月)～8 日(水)
午前 10 時～午後 5 時 30 分
会場：調布市商工会 3 階 会議室
講師：(株)サクセスロード経営研究所
顧問コンサルタント 早川 美由紀氏
内容：『ビジネスマナー』と『コミュニケーション能力向上』
に重点をおいた研修会
担当：栗原
電話：042-485-2214



※研修カリキュラムの詳細や
申込については 2 月末発送
予定の『案内チラシ』をご確
認いただくか、担当者まで
お問合せ下さい。

◀ 昨年の様子

労働保険のお知らせ

平成 21 年度から
年度更新の時期が変更されます！

平成 21 年 6 月 1 日(月)～7 月 10 日(金)

(保険料の算定期間は 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日で
変更ありません)

* 商工会へ労働保険の事務委託をしている事業主さま
への関係書類送付は 4 月となる予定です

第 6 回多摩ブルー・グリーン賞発表

第 6 回を迎えた今回は、多摩ブルー賞(技術・製品部門)の最優秀賞 1 件・優秀賞 6 件、多摩グリーン賞(経営部門)の最優秀賞 1 件・優秀賞 5 件が決定いたしました。

調布市からは、会員企業の**京王電化工業株式会社様**が多摩ブルー賞優秀賞を受賞されました！！

多摩ブルー賞 技術・製品部門表彰者

賞 名	受賞者名	受賞タイトル
最優秀賞	マノ精工株式会社	極細パイプ曲加工並びに、三次元切削品を二次元加工で量産化に成功
優 秀 賞	エム・シー・エム株式会社	Cosmic42R 極細同軸ケーブル加工機
優 秀 賞	京王電化工業株式会社	環境対応型表面処理技術
優 秀 賞	株式会社 交洋製作所	直進往復タイプ摩擦摩耗試験機 KT-852
優 秀 賞	株式会社 振研	大加速度の振動試験装置
優 秀 賞	株式会社 相馬光学	太陽電池評価用分光感度測定装置 2 機種の開発
優 秀 賞	日新技研株式会社	インナーボールピース型 E B 源 (電子銃)

多摩グリーン賞 経営部門

賞 名	受賞者	応募テーマ
最優秀賞	学校法人 武蔵野東学園	武蔵野東教育センターにおける、自閉症児のための「生活療法プログラム」
優 秀 賞	国立ファーム有限会社	篤農家を育てる多摩地区栽培委託「1 a (アール) 運動」
優 秀 賞	株式会社 三祐産業	『生涯医療・介護システム』の構築
優 秀 賞	特定非営利活動法人「育て上げネット	若者の「働きたい」を「働ける」に～若年者就労基礎訓練プログラム「ジョブトレ」～
優 秀 賞	株式会社 トンボメディカル	とんぼ薬局 ～顧客満足、地域貢献、環境を考慮した未来型の調剤薬局経営～
優 秀 賞	南観光交通株式会社	福祉タクシー・福祉バス及び丘陵地フロンタクシーの運行による地域貢献型交通サービス事業

商工会の経営革新申請支援・経営相談サービスメニューのご案内

商工会では会員の皆様に、経営革新に関する最新情報・申請ノウハウの支援等をご提供しております。計画のブラッシュアップ・計画書の作成支援等、経営革新承認のためのトータル的な支援を実施しています。また、経営の諸問題についてのご相談も承っております。

“商工会はいつも
身近なパートナー”

をモットーに会員の皆様の立場に
立って、親切・丁寧な対応を心掛けて
おります。



調布市商工会経営(革新)支援

★皆様の企業で計画されている内容等のご相談をお受けいたします。ご要望に応じて専門家の先生(中小企業診断士・税理士等)を派遣、事業所の経営革新認定へのコンサルティングを実施いたします。
★経営・金融・新連携・情報化等、経営でのお困り事・お悩み事の相談をお受けいたします。商工会の経営指導員は、商工会の経営革新申請支援・経営相談サービスメニューの



“窓口 兼 営業マン” です。
勿論、費用は無料です。

エキスパートバンク制度

経営・営業・生産・技術等のお悩みについて、専門家を直接事業所へ派遣します。具体的かつ実践的なアドバイスが 1 事業所 3 回まで無料で受けられます。

シナジースキーム事業

「ものづくり企業への新たな事業機会づくり」

ものづくり企業への支援策として、シナジースキーム事業を展開しております。「シナジースキーム」とは、相乗効果という意味があり、私たちが展開する事業を通じて、いろいろな形で波及効果が生まれるよう期待して実施しております。

この事業は、都下商工会は勿論のこと、都内の商工会議所でもシナジースキーム事業名で検討あるいは事業展開をしております。

当会では、ものづくり企業の支援を強力に推し進めるため、調布市をはじめ、工業系大学、工業関係機関、そして工業技術に携わった方などの専門者を加え、市内の多くのものづくり企業を訪問し事業展開を推めております。

市内ものづくり企業は、およそ「400 社」あるといわれています。その内現時点で、概ね「250 社」ほどお伺いさせていただきました。

企業に伺い一つ判ったことは、市内のものづくり企業同士の情報が、あまり相互に把握されていないことです。私たち商工会は、何らかのかたちでその連携を図ってまいりたいと考え、現在企業ガイドおよび D B 構築に取り組んでおります。

また企業支援としてセミナーも開催しております。経過につきましては、改めてご報告させていただきます。

金融制度一覧表（主なもの）

	融 資 名	融 資 対 象 者	資金使途	限度額(万円)	返済期間	利 率	担保・連帯保証人
日本政策金融公庫 (旧国民生活金融公庫)	小規模事業者経営改善資金 (マルケイ)	商工会の経営指導を6ヵ月以上前から受けている方で、 商工会長の推薦を受け、常時使用する従業員が20人以下 (商業・サービス業は5人以下)の小規模事業者	運 転	1,000	5年	2.0%	不要 但し、商工会長の推薦が必要
	普通貸付 (マルフ)	ほとんどの業種の中小企業(金融業、投機的事業、一部の遊 興娯楽業等の業種は除く)	設 備		7年		
東 京 都	小口資金融資 (小口)	従業員が20人(卸・小売・サービス業は5人)以下で保証合 計残高が1,250万円以下の小規模企業者	運 転	1,250	7年	2.3%以内~2.9%以内 (借入期間等により) 上記金利より 0.1%優遇	不要 但し、法人の場合のみ連帯保証人 (代表者)必要
	経営指導特例 (小口・経資)	上記のほかに、商工会の経営指導を6ヵ月以上受け、経営 指導内容証明書を受けた中小企業者	設 備				
	小規模企業融資 (小企)	従業員が30人(卸・小売・サービス業は10人)以下の中 小企業者	運 転	8,000	10年	2.3%以内~3.1%以内 (借入期間等により)	東京信用保証協会の保証が必要
			設 備				
調 布 市	普通融資資金	市内に1年以上住所(法人は登記されている本店所在地)を 有すること、市税を完納していること等	運 転	1,000	5年	1.225%	保証協会の信用保証料を市が全額補助 (平成21年3月31日まで)
			設 備	1,200	7年		
			運転・設備併用		5年		

利率は、平成21年1月19日現在です。 詳細につきましては、商工会TEL (485-2214) までお問合せ下さい。

中小企業を支援する「商工会」からのお知らせです！

中小企業の資金繰り支援のため平成20年10月31日から緊急保証制度が始まりました



こんな方が対象です

【従来のセーフティネット保証対象業種】

- 建設業
- ものづくり製造業
- 運送業
- ガソリンスタンド

など

185業種

対象となる方が広がりました。

原材料価格高騰の影響を受ける業種

- ☆各種製造業
- ☆食品加工製造業
- ☆化学工業
- ☆プラスチック製品製造業

など

仕入価格高騰の影響を受ける業種

- ★飲食店
- ★不動産業
- ★卸売業
- ★サービス業
- ★小売業

など

698業種

業種の詳細は、中小企業庁ホームページ
商工会、市町村窓口等でご確認ください！

対象業種の中小企業は、金融機関から融資を受ける際に「一般保証」とは、**別枠で無担保で『8,000万円』まで普通担保で『2億円』まで**信用保証協会の**100%保証**を受けることができます

(注：金融機関、信用保証協会の審査の結果によっては、保証を受けられない場合があります。)

「緊急保証制度」の利用や
日本政策金融公庫の
マル経融資など
金融に関する相談は

商工会まで！

都道府県商工会連合会の経営安定特別相談室でも
ご相談をお受けしています。1. 『緊急保証制度』の利用方法（まずは、**商工会**にご相談ください！）

- ①国の**指定業種(698業種)**に指定されていることを確認してください。
- ②**市町村における認定要件(下記)**に合致していることを確認してください。
- ③本店(個人事業主の方は、主たる事業所)所在地の**市町村役場(商工担当課)**へ行き、**認定申請**を行い、「**市町村長の認定**」を受けて下さい。
- ④認定を受けましたら、ご希望の**金融機関**に「**信用保証付の融資**」をお申し込みください(※借入に必要な書類は、各金融機関で異なります)。
- ⑤同時に、**信用保証協会**へ「**保証申し込み**」をして下さい。
(※個人で申請する場合と、金融機関を経由して代理申請する場合があります。)
- ⑥金融機関、信用保証協会の**審査**に通りましたら、**融資実行**です。

■市町村における認定要件(申請に必要な書類、手続きは、**市町村商工担当課**でご確認ください)
・以下の**いずれかの要件**に合致していることの**認定**を受けてください。

- ①最近3か月間の**平均売上高**が前年度比**3%以上減少**している。
- ②製品等原価のうち20%以上を占める**原油**又は**石油製品**の**仕入れ価格**が上昇しているにもかかわらず、製品等**価格に転嫁できていない**。
- ③最近3か月間の**平均売上総利益率**又は**平均営業利益率**が、前年同期と比べ、**3%以上減少**している。

2. 日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫)のセーフティネット貸付制度

- ①対象：**中小企業**で、売上や収益が減少した方、経営状況が悪化していないにもかかわらず、取引金融機関との取引状況が変化している方、取引企業などが倒産した方
- ②融資額：**普通貸付**とは、**別に4800万円以内**(借入理由で限度額が異なります)。
※ご相談、お申し込みは、お近くの**日本政策金融公庫の本支店**まで。

3. 短期のつなぎ資金対策として(全国商工会連合会提携 会員優遇カードローン)

- ①**会員優遇カードローン**・・・ご利用可能枠内であれば、**何度でも借入れ・返済が可能**。
- ②特徴・・・担保・第三者保証不要、返済手数料不要、来店不要、銀行ATMでの入出金
- ③ご利用可能枠・・・500万円・400万円・300万円・200万円・100万円の5コース
- ④融資利率(実質年率)・・・**7.5%~14.4%(商工会員特別優遇金利(-0.5%)適用後)**
- ⑤対象者・・・**商工会員**であって20歳~69歳までの**業歴1年以上の事業経営者**の方
※優遇金利の適用には、**商工会員専用申込書**での**申し込みが必要**です。
※審査結果により御希望に添えない場合があります。
※お問い合わせは、**全国商工会連合会**(電話**03-3503-1257**または**ホームページ**)まで

全国商工会 会員福祉共済

随時募集中!!

〈福祉共済〉

加入タイプ			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ※3
加入年齢			満6歳~65歳 (継続加入は74歳迄)	満66歳~80歳 (継続加入は85歳迄)	満6歳~65歳 (継続加入は74歳迄)
掛 金			月々の掛金 2,000円	月々の掛金 2,000円	月々の掛金 1,000円
共 済 金 額	死 亡 共 済 金	交通事故	1,000万円	700万円	400万円
		不慮の事故	800万円	500万円	300万円
		後遺障害共済金	1,000万円~10万円	700万円~7万円	400万円~4万円
	手術共済金	不慮の事故	800万円~8万円	500万円~5万円	300万円~3万円
		交通事故・不慮の事故	手術内容に応じて20・10・5万円	手術内容に応じて10・5・2.5万円	手術内容に応じて10・5・2.5万円
		入院共済金(1日あたり)	8,000円※2 (1日目~100日目)	5,000円 (3日目~100日目)	4,000円※2 (1日目~100日目)
疾 病 見 舞 金	通院共済金(1日あたり)	交通事故・不慮の事故	3,000円 (3日目~100日目)	1,500円 (3日目~100日目)	1,500円 (3日目~100日目)
		疾病による継続した30日以上入院	5万円※4	—	2.5万円※4

- ※1 上記のケガには有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒を含みません。
 ※2 Aタイプ・Cタイプの入院共済金は、6歳~12歳及び66歳以上は3日目からの給付となります。
 ※3 Cタイプのみでの加入はできません。
 ※4 疾病入院見舞金は毎年の共済期間開始日(11月1日)における年齢が65歳以下の被共済者の方が対象となります。ただし、見舞金の支払いは毎共済期間1回に限ります。
 ※5 上記表にかかわらず業道整備師の施術のための通院日数については、約款(第28条3項)に定める日数を支払い限度とします。
 (①骨折60日以内、②不全骨折40日以内、③脱臼、捻挫、打撲30日以内)

医療特約 (福祉共済にご加入されている方のみが、ご加入いただけます)

加入タイプ	Dタイプ	Eタイプ
加入年齢	満6歳~65歳※1	満66歳~74歳※2
掛金(医療保険の保険料を含む)	月々の掛金 1,000円 ※3	月々の掛金 1,000円 ※3
疾病入院共済金及び保険金(1日あたり)	5,000円※4※5	4,000円※4※5
支払限度日数(1入院あたり)	120日※6※7	120日※6※7
免責日数	なし。入院1日目から補償されます(日帰り入院も補償されます)	
疾病手術共済金及び保険金	手術の種類により、疾病入院共済金及び保険金(1日あたり)の10・20・40倍	

- ※1 継続加入であっても、共済及び保険開始日現在66歳となった場合はEタイプに自動的に移行します。
 ※2 継続加入であっても、共済及び保険開始日現在75歳となった場合は医療特約の自動継続はできません。
 ※3 月々の掛金1,000円に含まれる東京海上日動火災保険(株)の医療保険の保険料は200円です(加入年齢にかかわらず一律)。
 ※4 疾病による入院1日あたり支給額のうち、東京海上日動火災保険(株)の医療保険が750円を補償します。
 ※5 傷害による入院については、医療特約共済金及び保険金は支払われません(福祉共済の傷害共済金が支払われます)。
 ※6 同一の原因による入院は、継続して120日を限度とします。退院日からその日を改めて6ヶ月を経過した日の翌日以降入院した場合は、同一の原因による入院でも新たな入院とみなします。
 ※7 契約が継続している限り、入院日数に遡算の限度日数はありません(1入院あたりの限度日数はあります)。
 ※8 共済期間及び保険期間の途中でご加入を止められる場合で、共済金及び保険金をお支払いする事由が発生しているときは、未経過期間の掛金(医療保険の保険料を含む)を請求することがあります。